

東日本大震災関係諸費用(災害損失特別勘定など) に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例

平成 23 年 4 月
国税庁

東日本大震災関係諸費用については、平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3 ほか 2 課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)(以下「費用通達」といいます。)により災害損失特別勘定などの法人税の取扱いを定めたところです。

これらの取扱いは、阪神・淡路大震災の際の法人税の取扱いを参考としたものであり、阪神・淡路大震災の際に寄せられた質疑を参考にして、今回の東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いに係る質疑応答事例を作成しましたので、参考としてください。

(注) この質疑応答事例は、平成 23 年 4 月 18 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

【 1 災害損失特別勘定】

(1) 概要

- [Q 1] 災害損失特別勘定の設定が認められている理由は何でしょうか。…………… 1
- [Q 2] 災害損失特別勘定に係る取扱いについて、その概要を教えてください。…………… 1

(2) 経理

- [Q 3] 災害損失特別勘定は、申告調整でも損金算入が認められるのでしょうか。…………… 4
- [Q 4] 災害損失特別勘定への繰入額を、特別損失又は災害損失引当金等の流動負債として経理することは認められるのでしょうか。…………… 5

(3) 中間仮決算での取扱い

- [Q 5] 中間仮決算で災害損失特別勘定を設定する場合には、どのような経理をすればよいのでしょうか。…………… 5
- [Q 6] 中間仮決算で災害損失特別勘定を設定した後、本決算までに修繕費用等を支出した場合には、どのような経理をすればよいのでしょうか。…………… 6
- [Q 7] 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた場合、翌事業年度である 1 年経過事業年度等に係る仮決算による中間申告書等を提出するときには、その中間申告書等において災害損失特別勘定の全額を取り崩して益金の額に算入しなければならないのでしょうか。…………… 7

(4) 修繕費用等の見積額

- [Q 8] 評価損を計上した資産について支出した修繕等の費用は、災害損失特別勘定の繰入対象とすることはできないのでしょうか。…………… 8
- [Q 9] 災害損失特別勘定の繰入額の算定に当たり、被災資産に係る時価と簿価との差額(次の①の金額)と修繕費用等の見積額(次の②の金額)のうちいずれが多い金額とは、個々の

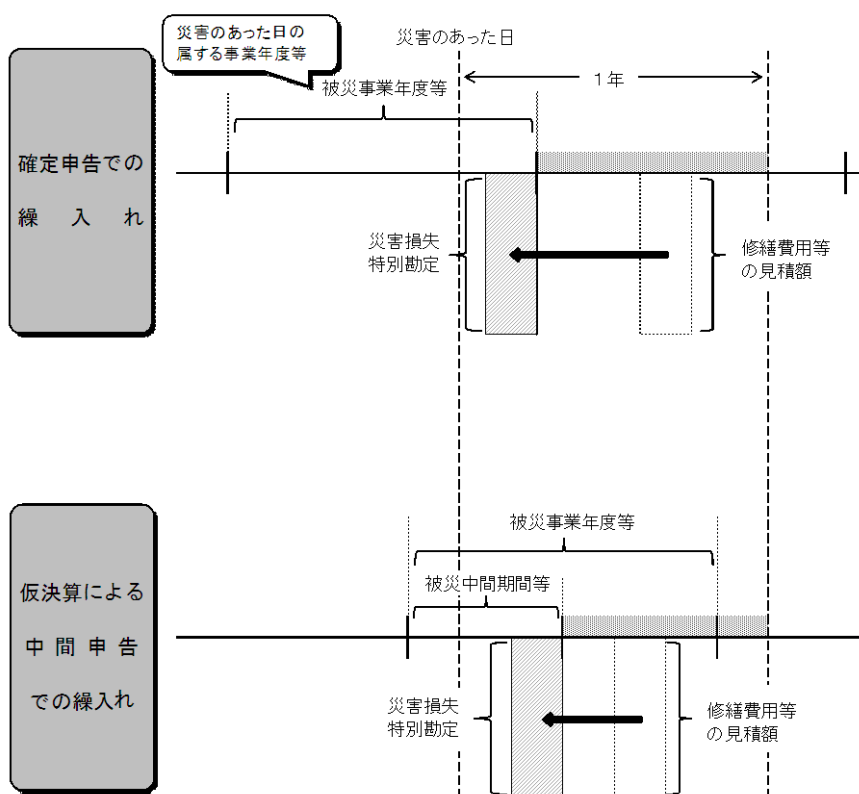
資産ごとに判定してよいのでしょうか。……………	8
[Q10] 当社は、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了させたいと考えていますが、復旧の本格化により、建設業者、製造業者等が対応できなくなることも予想されます。このような場合であっても、当社が予定している修繕等は、「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」に該当すると考えてよいのでしょうか。……………	9
[Q11] 損壊した建物が存していた土地の整備等に要する費用は、いずれの被災資産にも属しませんが、このような共通費用も災害損失特別勘定の繰入対象とすることができるのでしょうか。……………	9
[Q12] 修繕費用等の見積額を計算する場合における被災資産の「被災事業年度等終了の日における時価」は、どのように算定すればよいのでしょうか。……………	10
[Q13] 修繕費用等の見積りに当たり、自社の専門家（土建技師等）による見積計算は認められないのでしょうか。……………	10
[Q14] 修繕費用等の見積りに当たり使用することができる「国土交通省建築統計年報の建築価額」とは、被災資産についてどのように算定するのでしょうか。……………	11
[Q15] 修繕費用等の見積額につき被災資産の再取得価額等を基礎として計算することが認められていますが、この場合に、「相当部分が損壊等をした被災資産」とされているのはなぜでしょうか。……………	11
[Q16] 被災資産の再取得価額等を基礎として修繕費用等の見積額を計算する場合において、被災資産が特別償却、圧縮記帳の適用を受けているときには、どのようにして被災資産に係る未償却残額を計算するのでしょうか。……………	12
(5) 繰入れ	
[Q17] 災害損失特別勘定の繰入れに当たり、修繕費用等の見積額から控除することとされている保険金の額について、被災事業年度等の終了の日までにその金額が確定していない場合には、どのようにすればよいのでしょうか。……………	12
[Q18] 被災事業年度等において保険金等を受領し、益金の額に算入しましたが、被災資産の修繕が完了しないため、災害損失特別勘定に繰り入れようと思います。この場合、災害損失特別勘定の繰入れに当たり、受領した保険金等の額はどのように処理するのでしょうか。…	13
[Q19] 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できない場合であっても、災害損失特別勘定の繰入れは、被災事業年度等に限定されるのですか。……………	13
(6) 取崩し	
[Q20] 災害損失特別勘定の益金算入に当たり、個々の被災資産について支出した修繕費用等の額と保険金等により補填された金額がある場合、その被災資産ごとに修繕費用等の額から保険金等の額を控除した残額を計算する必要があるのでしょうか。……………	13
[Q21] 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額が、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等（1年経過事業年度等）までに支出した修繕費用等の額よりも多かった場合には、その過大部分について、その繰入事業年度等にさかのぼって修正をしなければならないのでしょうか。……………	14
(7) 延長確認申請	
[Q22] 益金算入時期の延長申請をすることにより認められる期間は、どのように算定すればよいのでしょうか。……………	14
[Q23] 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手で	

きない場合に、延長確認申請書はいつまでに提出しなければならないのでしょうか。……………	15
[Q24] 益金算入時期の延長の確認を受けた後に、再度延長確認申請書を提出することはできるのでしょうか。……………	15
[Q25] 当社（1年決算法人）は前期に災害損失特別勘定を設定しましたが、やむを得ない事情により当期末までに被災資産の修繕が完了しないため、益金算入時期の延長確認申請をしようと思います。ところで、当社は当期（1年経過事業年度等）において修繕費用等を支出していますが、これについてどのような経理をすればよいのでしょうか。……………	16
(8) その他	
[Q26] 7年間の繰越控除が認められる災害損失の額と災害損失特別勘定の繰入額との関係はどのようなになっているのでしょうか。……………	17
[Q27] 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の記載の仕方によれば、被災資産が多数ある場合には、別に明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、「資産の種類」ごとに費用の見積額及び保険金等の額の合計額を明細書に記載することができることとされていますが、この場合の「資産の種類」とは、どのような区分によるのでしょうか。……………	18
【2 賃借資産等の補修費用関係】	
[Q28] 賃借人が賃借資産についてした補修のために要した費用の損金算入が認められています。その理由は何でしょうか。……………	19
[Q29] 売主又は賃貸人である法人が、修繕等の補修義務がない販売をした資産又は賃貸をしている資産について無償で補修や点検をした場合も、その補修費用の損金算入が認められるのでしょうか。……………	19
[Q30] 賃借人が補修義務のない賃借資産についてする補修の費用について、災害損失特別勘定の繰入れはできるのでしょうか。……………	20
[Q31] 賃借人が補修義務のない賃借資産についてした補修につき、賃貸人にその費用を請求した場合には、その時点で未収入金として計上しなければならないのでしょうか。……………	20
【3 被災者用仮設住宅の設置費用関係】	
[Q32] 仮設住宅の組立て、設置費用は、仮設住宅を居住の用に供した事業年度等において一時の損金に算入することが認められるということですが、その理由は何でしょうか。……………	21
[Q33] 仮設住宅用資材の償却は、どのようになるのでしょうか。……………	21

(1) 災害損失特別勘定の繰入れを行う事業年度等

災害のあった日の属する事業年度又は連結事業年度（以下「被災事業年度等」といいます。）となります（費用通達2）。

(注) 被災事業年度等につき、仮決算による中間申告書又は連結中間申告書（以下「中間申告書等」といいます。）を提出する場合において、その中間申告書等が災害のあった日を含む期間（以下「被災中間期間等」といいます。）に係るものであるときには、その中間申告書等において災害損失特別勘定の繰入れを行うことができます（費用通達2(注)3）。



(2) 災害損失特別勘定への繰入限度額

次のイ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額となります。ただし、被災資産のうち災害損失特別勘定の繰入対象とするものに係る保険金、損害賠償金、補助金等（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合には、その保険金等の金額の合計額を控除した残額となります（費用通達2）。

イ 被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）の被災事業年度等終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額。

ロ 被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額。ただし、被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれる金額に限ります。

- ① 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ② 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）
- ③ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ④ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

(注) 1 被災資産とは、次の資産で災害により被害を受けたものをいいます（費用通達1(2)）。

(1) 法人（連結法人を含みます。以下同じです。）の有する棚卸資産及び固定資産（契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除きます。）

(2) 法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの

2 評価損を計上した被災資産については、①及び②の費用は繰入対象となりません。

(3) 修繕費用等の見積りの方法

修繕費用等の見積額は、修繕等を行うことが確実に見込まれる被災資産について、例えば次の金額によるなど合理的な方法で見積もることが必要となります（費用通達3）。

- ① 修繕を請け負う建設業者、製造業者等による被災資産に係る修繕費用等の見積額
- ② 相当部分が損壊等をした被災資産につき、次の i から ii を控除した金額
 - i 再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度等終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額
 - ii 被災事業年度等終了の日における価額

(4) 災害損失特別勘定の取崩し

次に掲げる事業年度等の区分に応じて、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれに掲げる金額を取り崩して益金の額に算入することになります（費用通達4）。

- ① 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」といいます。）

[取崩額] 当該1年経過事業年度等終了の日における災害損失特別勘定の金額

(注) 被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過事業年度等終了の日までに完了しなかった場合には、所轄税務署長（又は国税局長）の確認を受けることにより、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」といいます。）を1年経過事業年度等とすることができます。この確認を受けた場合、当初の1年経過事業年度等は、次の②の「1年経過事業年度等前の各事業年度等」に該当することとなります（費用通達5）。

- ② 1年経過事業年度等前の各事業年度等
 - i 当該各事業年度等が、被災中間期間等において災害損失特別勘定を繰り入れた場

合のその差額に相当する金額（時価と簿価との差額）

- ② 災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる被災資産に係る修繕費用等の見積額（修繕費用等の見積額）

上記①及び②に掲げる金額は、原則として個々の資産ごとに計算しますから、個々の資産ごとに①の金額と②の金額のいずれが多い金額をもって災害損失特別勘定の繰入対象とすることになります。

ただし、その計算単位として、例えば、〇〇工場建物一式、〇〇製造設備一式としても差し支えありません。



【災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の範囲】

[Q10] 当社は、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了させたいと考えていますが、復旧の本格化により、建設業者、製造業者等が対応できなくなることも予想されます。
このような場合であっても、当社が予定している修繕等は、「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」に該当すると考えてよいのでしょうか。

[A]
災害損失特別勘定の繰入れの対象となる「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」は、あくまでも「見込まれる」ものをいいますので、暫定的な修繕計画に基づく見積額でも差し支えありません。

このため、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了することを予定している計画に基づく見積額であれば、建設業者、製造業者等が対応できなくなるおそれがある場合であっても、その修繕に係る費用を災害損失特別勘定の繰入対象とすることができます。



【共通する修繕費用と災害損失特別勘定】

[Q11] 損壊した建物が存していた土地の整備等に要する費用は、いずれの被災資産にも属しませんが、このような共通費用も災害損失特別勘定の繰入対象とすることができるのでしょうか。

[A]
災害損失特別勘定の繰入対象となる費用には、「土砂その他の障害物の除去に要する費用そ

の他これらに類する費用」も含まれており（費用通達2(2)ハ）、この費用には、例えば、損壊した建物が存していた土地の整理等に要する費用など、個々の被災資産とひも付き関係にならない被災資産の共通費用ともいうべき費用も含まれます。



【被災資産の時価】

[Q12] 修繕費用等の見積額を計算する場合における被災資産の「被災事業年度等終了の日における時価」は、どのように算定すればよいでしょうか。

[A]

一般的に、資産の時価とは、その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額をいいますが、今回の災害による被害の甚大さを踏まえれば、被災資産の構造検査などを実施して被災事業年度等終了の日における時価を厳格に評価することが困難な場合も考えられます。

したがって、このような場合には、例えば、損壊等をした建物について建築業者など一定の専門知識を有する者が行った見積りによるなど、合理性があると認められる金額であれば、費用通達2(1)及び3(2)ロの「被災事業年度等終了の日における価額」（時価）として取り扱われます。



【自社の専門家による修繕費用等の見積り】

[Q13] 修繕費用等の見積りに当たり、自社の専門家（土建技師等）による見積計算は認められないのでしょうか。

[A]

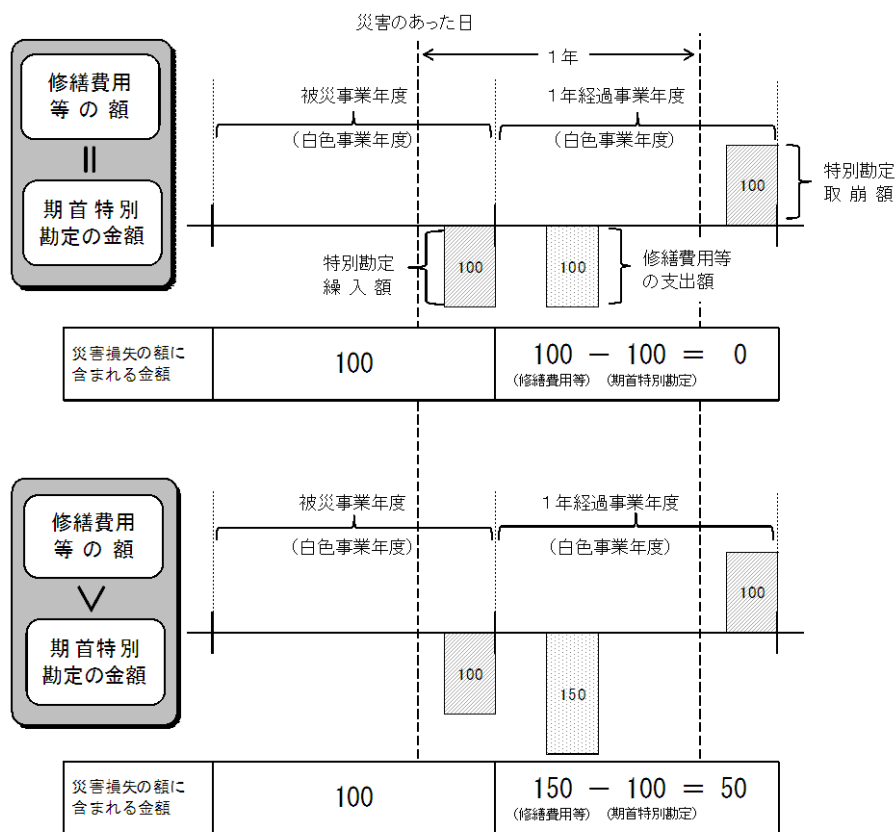
修繕費用等の見積額は、合理的なものでなければなりません。その見積りを行う者が自社の社員であってはならないということはありません。

したがって、自社の土木建築などの技術者等が計算した修繕費用等の見積額であっても、合理的と認められるものであれば、その見積額を基礎として災害損失特別勘定へ繰入れをすることができます。



が、当該事業年度の災害損失の額となります（費用通達7）。

これは、実際の修繕費用等の額が、被災資産に係る修繕費用等の見積額である災害損失特別勘定の金額を上回った場合には、その上回った部分のみをその支出をした当該事業年度の災害損失の額とすることで、災害損失の額の重複計上を排除するものです。



【被災資産の種類区分】

[Q27] 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の記載の仕方によれば、被災資産が多数ある場合には、別に明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、「資産の種類」ごとに費用の見積額及び保険金等の額の合計額を明細書に記載することができることとされていますが、この場合の「資産の種類」とは、どのような区分によるのでしょうか。

[A]

棚卸資産にあつては法人税法施行令第10条各号《棚卸資産の範囲》に掲げる資産の種類(商品又は製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料等)ごと、固定資産(減価償却資産を除きます。)にあつては同令第12条各号《固定資産の範囲》に掲げる資産の種類(土地、電話加入権等)ごと、減価償却資産にあつては同令第13条各号《減価償却資産の範囲》に掲げる資産の種類(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、

◆◆ 問合せ先 ◆◆

この質疑応答事例の内容について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「0」(※)を選択してください。

※ 「仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局」以外の国税局(所)管内の税務署に電話をおかけになる場合は番号「1」を選択してください。